公益社団法人滋賀県看護協会訪問看護ステーション運営規程

（医療保険）

（事業目的）

第１条　公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という）が開設する訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という）は老人保健法および健康保険法に基づく指定訪問看護事業を行うため、在宅療養者に対して、かかりつけの医師の指示に基づき、看護師等が訪問して適切な看護サービス等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条 この事業は対象者の心身の特性を踏まえて、利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援する。

２．人権の擁護、虐待防止等の発生または再発防止及び身体的拘束等禁止のため、必要な措置を講ずる。

３．感染症や非常災害の発生時においては 本事業を継続的に実施するため、及び非常時の体制の早期再開を図るために業務継続計画の策定や研修・訓練の実施等必要な措置を講ずる。

４．事業の実施に当たっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との密接な連携に努める。

５．指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医及び関係機関に情報提供を行う。

６．その他、「指定居宅サービス等の事業に対する人員、設備及び運営に関する基準等に定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条 指定訪問看護事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）名称　公益社団法人滋賀県看護協会訪問看護ステーション
　　公益社団法人滋賀県看護協会訪問看護ステーションサテライトなごみ

（２）所在地　滋賀県東近江市八日市上之町１－３９
　　滋賀県東近江市猪子町１―１

（通常の事業所の実施地域）

第４条　通常の事業の実施地域は東近江市及び近江八幡市安土町の地域とする。

（職員の種類、員数及び職務内容）

第５条　訪問看護ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）管理者：保健師又は看護師１名

（２）管理者は所属職員の指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営を行なうよう総括する。

（３）看護職員：保健師又は看護師常勤換算 2.5 名以上

（４）リハビリテーション職員：必要に応じて置くことができる。
かかりつけの医師の指示により､在宅におけるリハビリテーションを担当する。

（５）事務職員：必要に応じて置くことができる。
必要な事務を行う。

２．その他業務の状況に応じて、職員数を増減することができる。

（営業日及び営業時間）

第６条　訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営 業 日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から１月 3 日までを除く。

（２）営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。

（３）上記の営業日以外も電話により常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の手続等）

第７条　訪問看護ステーションは利用者が訪問看護を希望し、かかりつけの医師が必要と認めた場合は、訪問看護指示書の交付を受け、訪問看護計画書、及び訪問看護報告書を作成し、主治医に提出しなければならない。

２．訪問看護の実施に当たっては、看護の内容や訪問回数等をあらかじめ利用者及び家族に承諾を得てから訪問を開始する。

（訪問看護の内容）

第８条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

（１）病状・障害の観察

（２）清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等療養上の世話

（３）褥創の予防・処置

（４）リハビリテーション

（５）ターミナルケア、認知症高齢者の看護

（６）療養生活や介護方法の指導

（７）医師の指示による医療処置

（８）訪問看護計画書に基づく、訪問看護の提供とかかりつけ医師への報告等

（緊急時等における対応方法）

第９条　訪問看護職員等は利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等、適切な処置を講じるものとする。

（利用料等）

第１０条　基本利用料として利用者から支払いを受ける額は法で定める額及び保険各法で定める額とする。

２．訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得るものとする。

３．利用者から利用料の支払いを受けた場合には費用の細目を記載した領収書を交付する。

（苦情処理）

第１１条　指定訪問看護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は提供した指定訪問看護事業に関し、規定により市町が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町から指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３．事業所は、提供した指定訪問看護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密の保持）

第１２条　訪問看護ステーションの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た、利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならない。

（衛生管理等）

第１３条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２．感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

（１）指針の整備

（２）感染対策委員会の開催

（３）研修及び訓練の実施

（虐待防止に関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止委員会の開催

（２）　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（３）　虐待防止のための指針の整備

２．事業所は、サービス提供中に従業者又は虐待等の不適切な対応を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

（身体的拘束等禁止に関する事項）

第１５条　事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等禁止のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）　身体的拘束等を禁止するための従業者に対する研修

（２）　身体的拘束等禁止のための指針の整備

２．緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様（および時間、その際の利用者の心身の状況）緊急やむを得なかった理由等を記録し、保存を行う。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第１６条　事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が生じた場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は行政や関係機関に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

（その他運営についての留意事項）

第１７条　この規程に定める事項の外、運営に関する事項は、本会の規定を適用する。

第１８条　この規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

付則　この規定は平成１２年４月１日から施行する。

この規定は平成１５年８月１日から施行する。

この規定は平成１７年４月４日から施行する。

この規程は平成１８年４月１日から施行する。

この規程は平成２０年４月１日から施行する。

この規程は平成21年1月1日から施行する。

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

この規程は平成２６年４月１日から施行する。

この規程は令和３年１月１２日から施行する。
この規程は令和４年７月１日から施行する。
この規程は令和６年６月１日から施行する。